

○農林水産省令第五十五号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第六条第二項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成六年九月二日

農林水産大臣

大河原太一郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）の一部を次のように改正する。
第六条第一項第二号中「大阪国際空港」を「関
西国際空港」に改める。

附 則
この省令は、平成六年九月四日から施行する。